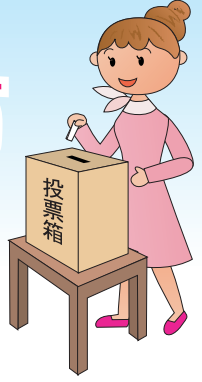


住民投票条例について

皆さんのご意見についての私たちの考え方



苫小牧市民自治推進会議です。

私たち苫小牧市民自治推進会議は、平成26年7月25日に住民投票制度についての考え方を「中間報告」として市民の皆さんに公表しました。

その考え方が皆さんに受け入れられるか、などを判断するため、平成26年7月25日から平成26年11月28日までの127日間にわたり、意見募集を実施し、9人から計25件のご意見をいただきました。

また、意見募集と併せて、まちかどミーティングにおいて市の担当者から、住民投票制度の説明も行い、会場からも9人の方からご意見・ご質問をいただきました。

ありがとうございました。

*ご意見の原文と回答は、別紙にまとめた資料をご参照ください。

1 意見 国や北海道が決めることも投票の題材となるようにしてほしい。

回答

私たちも同じように考えました。

私たちも、市の権限に属さない案件が住民投票できないことに違和感を感じました。そこで、これまでの住民投票の例などを踏まえ、国や北海道が方向性を決める政策などについても対象にするべきと考えて中間報告をしました。市民の皆さんからのご意見についても、私たちと同じ考えであるということが分かったため、市の案ではなく、国や北海道などが決めることも住民投票の題材となるような制度を作るように市長にお願いしました。

2 意見 市民が住民投票を実施するためには約3万6千人分の署名を集めなければいけない。多すぎるのでその数を減らしてほしい。

回答

住民投票の重みを市長選と同様に考え1/4は妥当だと考えました。

これまでに住民投票が行われた事案では、ほとんどが市民生活に重大な影響を及ぼすものであり、出された結果も重いというのが現実です。そこで基準としたのは過去の市長選挙の当選者の得票数です。その数は有権者数の4分の1程度に当たることから今回の数字を決めました。

ご意見を頂いたので、再度、私たちも検討しましたが、署名数を少なくすることで住民投票が行いやすくなる一方、住民投票1回に約4千万円の税金がかかると試算されることもあり、財政面のデメリットや濫用防止も考えて4分の1が妥当な数字だとの結論に至りました。そのため、市の案のとおりで市長にお願いしました。

皆さんの**ご意見**についての**私たちの考え方**

3 意見 苫小牧市に住む全ての外国人を投票資格者とした方が良いのでは？

ある程度の責任を果すため、長い期間在住している外国人を対象と考えました。

回答

苫小牧市の場合、在留する外国人の多くが市内の大学の留学生です。留学生の在留期間は長くて1～2年、短いと3か月程度です。こうした外国人にも住民投票ができるようにした場合、言葉や文化などの問題もあり混乱してしまう可能性があります。そのため、そのような外国人は対象とせず永住者、特別永住者のように長年暮らしている外国人を対象にすべきと市長にお願いしました。

4 意見 市民だけが住民投票の請求ができるようにすべきではないか？

議会と市長との意見が割れて民意の確認が必要になったとき、議会も市長も住民投票ができるのが良いと考えました。

回答

議会や市長が住民投票をすることができないとした場合、議会や市長は、その都度、条例を作らなければならず、住民投票ができないことも考えられます。市長の権限を強めるとの考えもありますが、民意を確認してもらうことに重きを置き、市民、議会、市長のそれぞれが住民投票を請求できることが妥当と考えました。

5 意見 制度ができたときには、市民に分かりやすく説明してほしい。

私たちも同じように考えました。

回答

私たちが考えている常設型住民投票制度は、例えば苫小牧市内に迷惑施設ができるなど、市民生活を脅かす問題が生じたときに一定の要件をクリアすれば住民投票ができる制度です。つまり、使いたい時に使える制度でなければ意味がありません。そのためには、一人一人が「住民投票とは何か」「どのような場合に使えるのか」をしっかりと理解しておく必要があると私たちも考えています。効果的な周知について、市長にお願いしました。

私たち市民自治推進会議は平成26年12月19日に市長に住民投票条例の市の案に対する意見を提出しました。
私たちの検討内容は
<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/shiminjichi/suishinkaigi/kento.html>
(苫小牧市役所) 市政情報) 施政) 市民自治のまちづくり) 市民自治推進会議) 住民投票制度行政素案の検討
について(市民自治推進会議)に掲載されています。